

無所属

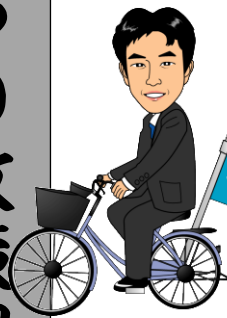
羽生市議会議員

中島なおき

【39歳】

動かせ羽生!

政策提言
重視宣言



3つの政策理念

持続可能な世の中の構築

財政・環境・社会構成など、その場しのぎではない、中長期的な施策を追求する。そして、決して子ども達にツケをまわさない。

共生社会の実現

人と人の「絆」を重視。地域や組織の力を最大限に活用。参加や協働による、社会システムの構築を探究する。

予算の有効化を追求

「予算を使い切る」という発想から、成果、目的重視への発想転換を促進。行政の生産性を高め、少ない予算で最大の成果をあげることをめざす。

～4つの約束～

- ①活動レポートを作成、配布し続けます。
- ②議員活動、政治活動を公開し続けます。
- ③羽生の魅力を埼玉県内外に広めます。
- ④議会にて正々堂々発言を続けます。

議員は名誉職ではない!

～新聞記事の社会的責任について考える～

平成23年12月14日に閉会した定例会において、羽生市議会は市長提出の羽生市体育館と中央公園を指定管理者に委託する旨の議案を否決しました。このことをうけ、「53年ぶりの議案否決 羽生市議会 指定管理者導入で」という見出しで12月17日某新聞朝刊に羽生市体育館の写真と共に大きな記事が掲載されました。

そして、この新聞は大学教授のコメントを引用して以下のようにくくっています。

修正可決も2回だけ 議会の チェック機能に疑問も

羽生市議会がほぼ半世紀ぶりという否決を突き付けた、今回の指定管理者導入議案。松本正生・埼玉大学教授（政治学）は「50年ぶりに否決されるというのがニュースになること自体がおかしい」と指摘している。

首長が提案した議案を議会が吟味して議決するのが、二元代表制である地方自治の基本。首長の提案を丸のみ、してお墨付きを与えている現状が全国で問題化、議会のチェック機能が疑問視されている。民間団体「自治体議会改革フォーラム（東京）の実態調査では、昨年中に議員による修正提案がなかった議会は、市で69.5%、町村で87.5%に達した。羽生市議会では、修正可決はこれまで2回だけだったという。

同市議会の高橋督儀議長は「チェック機能をきちんと果たしてきたのか、と聞かれれば、かつてはチェックに甘さがあったかもしれない」と認める。松本氏は「市長の議案を通すのが市議会の仕事では、行政にぶら下がっているだけだ。副業で議員をやっている感覚では、政策提言なんてできない」と言っている。

～この記事を受けての私的見解です。～

この記事のおかしなところにお気づきになられたでしょうか？

記事の見出しでは修正可決という言葉を使い、前半では、「否決」のことを取り上げて

います。しかし中盤以降は「修正可決」という内容になっており、混同しています。「否決」と「修正案の提案・可決」はまったく意味が違うものなので、このような記事は大変お粗末です。そして最も重大なのは、羽生市議会がこれまで

市長提出議案に修正案を提案して可決したのは22回であり、2回ではありません。見出しも含めて記事が誤りです。

た新聞記者が地方議会に対して、斜に構えているから議会の本質を無視した整合性のない、事実とは異なった記事になってしまっているのです。議会は、複数の人間が議論をして結論を導き出す「合議制」の機関です。市長提出議案を否決すること、修正することが目的ではありません。マスコミには、公正な立場からもっと詳しく冷静に地方議会を掘り下げていただきたく思っています。

ちなみに、事実と反した整合性のないこの記事に対して、12月20日にベタ記事ではありませんでしたが、一部訂正されました。

「可決」「否決」「修正案の提案・可決」「修正案の提案・否決」という議会の最終判断だけで、議会が機能を発揮しているのか否かを論ずるのは間違いであるということはこの記事を書いた記者に申し上げなければなりません。「可決」でも「否決」でも「修正可決」

しかし訂正されてもあとの祭りです。一度世間様に流布されたことを打ち消すことは並大抵のことではありません。それが故、新聞記者はしっかりと取材を行ったうえで、責任ある記事を書いていただきたいと思えます。

でも重要なのは、そこに至る過程でいかに議論をしたかということであるはず。そもそも、この記事を書い

若年の記者には、決して同じ過ちを繰り返さないように仕事をしていたことを強く、強く望みます。

公職選挙法に基づく寄付の禁止をお知らせします。

政治家や候補者が、自分の選挙区内の方に寄付することは禁止されています。選挙に関係あるなしにかかわらず、政治家や候補者の以下のような行いは法律違反になります。有権者も、政治家や候補者に寄付を求めることはできません。当たり前のことですが、もう一度以下をご確認ください。



- ①お中元やお歳暮を贈ること
- ②お祭りのときにお金を寄付したり、お酒などの品物を届けること
- ③開店祝いや落成式、起工式などのときに、花輪などを贈ること
- ④出産、入学、卒業、結婚などのお祝いにお金や品物を贈ること
- ⑤お葬式の際、花輪、供え物などを贈ることや、政治家の家族や秘書などが政治家名義で香典を渡すこと
- ⑥町内会や老人会、地域行事などの集まりに、お金を寄付したり、食事やお酒を届けること
- ⑦病気のお見舞いを贈ること
- ⑧選挙区からの陳情などに食事や飲物を出したり、お土産を渡すこと
- ⑨会費制でない会合で飲食代相当額を会費として支払うこと
- ⑩選挙区内で募金をすること



そして…。

選挙区内に年賀状、暑中見舞い、残暑見舞いなど、時候のあいさつ文を送付することも公職選挙法 147 条の2の規定により禁止されています。(自筆による返信の場合を除く)

私は公選された人間として、これまでいつ、何時、どこから、どのように叩かれても、埃が出ない活動をしてきました。これからも変わりなく、一切埃がでない活動をしていく決意しております。

これまで時として、慣例を無視せざるを得ない場合もありましたが、あくまでも法治国家である日本において、公選された人間として当然の振る舞いであったと考えています。

公職選挙法の中には非人道的な条文があり、相手に失礼になってしまうことが少なくありません。しかし、私にはこれから先、やりたいこと、やらなければならないことが山積しています。「公職選挙法違反」という最も初歩的なことでつまずき、自ら道を断つわけにはいきません。

市民の皆様におかれましては、ご理解を賜りますよう、心から心からよろしくお願い申し上げます。

羽生市議会議員 中島直樹

2011年 中島なおきの5大ニュース

● 羽生市議会議員一般選挙で再選を果たす

ゼロからの挑戦！～第2章～。4月24日、羽生市議会議員一般選挙が行われました。2,131票を賜り、無事当選させていただくことが出来ました。地区推薦、団体推薦、後援会組織など特定の支援団体が一切ない私にとっては、姿の見えないみなさまのお力添えのおかげです！

● 愛用の印刷機が故障。本体と同額修理費に驚く

インターネットオークションにて51,000円で落札した愛用の印刷機が秋に故障しました。修理費が高額なことから、どうすべきか迷いましたが、この印刷機なくして私の政治活動、議員活動成り立ちません。皆さまからいただいた献金を充当させていただき、修理をさせていただきました。



● 第2期若手政治家養成塾の塾生が全員当選

後進の育成として「第2期若手政治家養成塾」を主宰し副代表に就任。立候補した塾生全員が無事当選しました。若手政治家養成塾は養成塾としての活動は一旦休止していますが、研修会、勉強会を通じて県内外の若手地方議会議員と切磋琢磨をしております。



● 全国フロアカーリング大会に初出場

羽生市フロアカーリング議連にて出場しました。初めてのフロアカーリングで上手くいくはずもなく予選敗退です。



● 次女が小学校に入学

父親に似て気が小さく（笑）泣き虫だった次女が保育所を卒園し、小学生になりました。長女の小学校入学より感慨深いものがありました。



中島なおきの 生きざま

Naoki Nakajima's Profile

- 昭和47年11月生まれ
- 184cm 75キロくらい A型
- 趣味:読書 釣り 家庭菜園 陶芸も少し
- 家族:保育士の妻 長女(9歳) 次女(7歳)
- 特技:ギター弾き語り バasketボール ハンドボール
- 第2期若手政治家政治家養成塾副代表 青年地方議員の会会員

埼玉栄高校普通科、日本福祉教育専門学校社会教育学科、日本大学法学部政治経済学科卒業 神奈川県内の児童福祉施設勤務を経て、鴻巣市社会福祉協議会の職員となる 千代田政治経済研究会にて同世代の地方議会議員との出会いにより自らも政治の世界に飛び込むことを決意 平成18年社会福祉協議会を覚悟と決意の退職 平成19年羽生市議会議員一般選挙にて初当選 平成23年羽生市議会議員一般選挙に2度目の立候補 現職無所属候補の全員が前回よりも票を落とす中、唯一得票を大きく伸ばし再選を果たす※日頃の積極的な活動が新聞、テレビ、雑誌等に大きく取り上げられています。以下紹介

【新聞】:朝日新聞連載「ロストジェネレーション@選挙」【テレビ】:フジ「スタ☆メン」、TBS「総力報道・THE NEWS」【掲載書籍】「ロストジェネレーションの逆襲」朝日新書 「アクセス 2008 高等学校現代社会」副教材 帝国書院【執筆】公職研 月刊『地方自治職員研修』2010年11月号～議会は変わる～

建設的なご意見をお聞かせください！

中島なおき事務所
議会&活動レポート 新春特別号 NO.32

〒348-0071 羽生市南羽生 4-17-2
☎048-578-8612 Fax 048-562-4231
✉ japanist0422@live.jp